

「事例から学ぶ」  
中国における商業賄賂規制の最新動向と日系  
企業への実務的示唆

(2025 年 9 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

貿易投資相談課

### 報告書の利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所金誠同達法律事務所（JT&N）に作成委託し、2025年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合は、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび金誠同達法律事務所（JT&N）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび金誠同達法律事務所（JT&N）が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
北京事務所  
E-mail : PCB@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課  
E-mail : scb-support@jetro.go.jp



## 目次

一 中国における商業賄賂規制の最新動向.....	1
1. 商業賄賂の定義および特徴.....	1
2. 「不正競争防止法」の改正について.....	2
3. 「刑法改正案（十二）」の改正動向 .....	4
4. 重点業界規制の細化 .....	5
5. 民間における自主規制の進展 .....	6
二 事例から学ぶ — 注目すべき事例の紹介 .....	7
1. 小額贈与による高額制裁の事例.....	7
2. 医療業界に対する集中的取り締り事例 .....	7
3. 収賄に関する刑事調査が契機となり、商業賄賂に遡及的に及んだ事例.....	8
4. 業界全体の廉潔措置 .....	8
三 弁護士コメント：日系企業の生存戦略.....	9
1. 内部コンプライアンス体制の整備 .....	9
2. 外部法的助言チャネルの構築 .....	10
3. コンプライアンスの好循環.....	10
四 付録.....	11
付録一 商業賄賂を防ぐための自己点検チェックシート.....	11
付録二 商業賄賂における起訴基準・量刑相場の参考資料（図表整理） .....	13

## 「事例から学ぶ」

# 中国における商業賄賂規制の最新動向と日系企業への実務的示唆

## 一 中国における商業賄賂規制の最新動向

中国においては、公平競争の維持を目的とし、行政的手段と刑事的手段の双方から商業賄賂を規制してきた。近年、商業環境の発展に伴い、行政分野において重点業界ごとの詳細な規制が整備されつつあり、また市場主体においても自主的に内部調査を実施し、取引先に廉潔を保証させるなど、公正な商業環境の形成に努める動きがみられるのである。

商業賄賂への制限の強化は、日系企業にとって、同時に試練であり、また機会でもある。商業賄賂に対する厳格な規制は企業の営業活動を一定程度制約する一方で、公平かつ透明な取引環境をもたらし、長期的にはより多くの事業機会を創出するものである。

2025年には、「不正競争防止法」（中国語：「反不正当竞争法」）<sup>1</sup>が6年ぶりの大幅改正を経たところであり、本稿ではこれを契機に、中国における商業賄賂規制の最新動向を整理するものである。

### 1. 商業賄賂の定義および特徴

一般論として、商業賄賂とは、「商業活動における公平な競争の原則に反し、財物その他の経済的利益を提供、收受することにより、取引の機会または競争上の優位性を提供、取得する行為」とされる。中国では、商業贈賄以外にも、主に公権力の領域において国家機関や国家公務員などを対象とした贈賄がある。例えば、企業が税務上の優遇政策を取得するといった目的で、政府部門に対して贈賄を行った場合には、商業賄賂には該当しないが、違法な賄賂行為となる。

その他の賄賂に比べ、商業賄賂は、次に掲げる特徴を有している。

- 商業活動に発生する。
- 市場における公平な競争を損なうものである。
- 取引の機会または競争上の優位性を獲得することを目的とする。
- 相手方に対する財物その他の経済的利益の提供により行われる。

---

<sup>1</sup> [http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202506/t20250627\\_446247.html](http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202506/t20250627_446247.html)

## 2. 「不正競争防止法」の改正について

「不正競争防止法」は1993年に初めて公布され、法律レベルにおいて初めに商業賄賂の禁止が規定された。これに対応する補完的措置として、国家工商行政管理局（現国家市場監督管理総局）は1996年に「禁止商業賄賂行為の暫定規定」

（中国語：「关于禁止商业贿赂行为的暂行规定」、国家工商行政管理局令第60号、以下「暫定規定」という）<sup>2</sup>を公布し、商業賄賂の具体的な形態や表れ方を定義した。すなわち、「不正競争防止法」は行政的観点から商業賄賂を規制し处罚する基本法規であり、商業賄賂問題を語る際に避けることのできない法令である。

「不正競争防止法」は1993年の公布以降、2017年および2019年に改正が行われ、このたび2025年の最新改正に至った。特に2019年改正は商業賄賂に関する規定に手を加えなかったため、今回の改正は一層注目を集めている。

### （1）商業賄賂の受領側も規制対象であることを明文化

改正前の「不正競争防止法」は、商業賄賂の「供与者（贈賄側）」に対する处罚が明記されていた一方、「受領者（収賄側）」の取り扱いについては明確ではなかった。2025年改正により、受領者についても「不正競争防止法」の規制対象であることが明記され、「贈収賄を一体で取り締まる」（中国語：行賄受賄一起査）という反腐敗方針に応じた法整備がなされた。

従来、「不正競争防止法」は贈賄者を处罚対象としていたにすぎず、収賄者への处罚は曖昧であった。確かに「暫定規定」第9条では「商品売買において賄賂を受け取った場合も处罚する」とされたが、同規定は法規範としての位階が低く、規定自体も古いため、実務上の適用に疑義を生じていた。その結果、行政处分においては贈賄側が处罚される一方、収賄側は不問に付される事例が少なくない。

これに対処するため、近年、一部の地方立法では全国法改正に先んじて、収賄も处罚対象とする条項を盛り込み、執行時に「不正競争防止法」と併せて適用してきた。今回の改正により、立法上も収賄側への处罚が明確化されたことは、「贈収賄を一体で取り締まる」という方針に沿ったものである。今後、収賄に対する行政处分事例は一層増加することが予想できる。

実務上、多くの企業は贈賄行為を禁止する内部規程を有しているが、収賄行為の規制が不十分な場合が多い。今後は収賄についても同等の強度で禁止規定を設ける必要があると考えられる。

### （2）「双罰制」の導入

今回の改正では、「経営者の法定代表者、主要責任者および直接責任者は、賄賂行為について個人としての責任を負い、また個人が賄賂を受領した場合

<sup>2</sup> [https://www.gov.cn/zhengce/2021-06/25/content\\_5723653.htm](https://www.gov.cn/zhengce/2021-06/25/content_5723653.htm)

には、違法所得を没収し、100 万元以下の過料に処する」と規定された。

従来、商業賄賂は主として法人間で行われ、2017 年改正でも「経営者の従業員による賄賂行為は、経営者の行為とみなす」と明記されたため、処罰の対象は法人に集中していた。2025 年改正ではさらに一步進め、従来は法人の背後に隠れていた意思決定者個人をも処罰対象に含めたのである。これにより、法人と個人の双方を同時に追及する双罰制が確立され、商業賄賂への抑止力は一層強化されたといえる。

日系企業の多くは、駐在員を法定代表者や管理職として任命しているため、個人責任が明確化される中で、いかに企業責任と個人責任を切り分けるかは、今後とりわけ注視すべき論点である。

### (3) 罰則の強化

今回の改正は、過料上限の大幅引き上げを含んでいる。従来の過料額（10 万元以上 300 万元以下）を、10 万元以上 500 万元以下へと上限を引き上げ、より抑止効果を高める方向で改正された。

立法の経緯を振り返ると、1993 年制定時は 1 万元以上 20 万元以下であった。この基準は 20 年以上維持されたが、2017 年改正において 10 万元以上 300 万元以下に引き上げられ、さらに重大な場合は営業許可取り消しも可能となった。2019 年改正では変更がなかったため、今回が二度目の大幅強化となる。

2025 年改正では上限が 500 万元に引き上げられ、下限は 10 万元のまま据え置かれた。この調整は、経済発展や物価変動への対応であるとともに、新しい業態や複雑化する競争行為に対して法の抑止力を高め、不正競争の余地を狭める立法意図を示すものである。特に「大物も小物も同時に摘発する」という腐敗対策の姿勢を反映しているといえる。

参考の便宜のため、2025 年改正不正競争防止法における商業賄賂に関する行政処罰（「不正競争防止法」（2025 年修正）第 24 条）を以下のとおり整理した。

違反主体	違反行為	違法所得の処理	過料	その他の処罰
関係単位 (法人)	他人に 賄賂を行 う、また は賄賂を 受領	違法所得を没収	一般の場合： 10 万元以上 100 万元以下 情状が重大な 場合：100 万 元以上 500 万 元以下	情状が重大な 場合には、 営業許可を 取り消すこと がある

違反主体	違反行為	違法所得の処理	過料	その他の処罰
法定代表者、主要責任者、直接責任者	賄賂行為に対して個人として責任を負う	違法所得を没収	100万元以下	なし
関係個人	賄賂を受領	違法所得を没収	100万元以下	なし

#### (4) 域外管轄の導入

2025年改正では、第40条に新たに域外管轄に関する条項が追加され、国外において本法が規定する不正競争行為を行い、中国国内の市場秩序を乱し、経営者または消費者の合法的権益を損なった場合にも本法および関連法により処理される旨が明記された。

この改正は、中国当局が域外において発生する商業賄賂等の不正競争行為に対しても制限・処罰の準備を整えたことを示している。

実務においては、外国における現地法上「賄賂」と評価されない販売奨励策であっても、その結果が中国国内市場に及んだ場合、中国法の下で商業賄賂と判断され得る。境内子会社が関与すれば、子会社が処分対象となる可能性が高い。他方、行為の主導が国外親会社であり、子会社が直接関与していない場合、親会社に対する執行の実効性が問題となる。これらの規定の適用効果および実務における具体的な運用については、今後の執法事例の蓄積や司法解釈、関連規定の公布に引き続き注視していく必要がある。

今回の改正は、単なる条文修正にとどまらず、国際企業のコンプライアンス体制全般に深い影響を与えるものである。多国籍企業は販促戦略を含めた事業運営の各段階において中国法上のリスクを十分に分析し、その法的影響を事前に審査する体制を構築する必要がある。

### 3. 「刑法改正案（十二）」の改正動向

商業賄賂行為は行政責任のみならず、犯罪に該当する場合には刑事責任が追及される。1996年の「暫定規定」にも、犯罪に至る場合は司法機関に移送すると規定されている。

2021年9月、中国共産党中央紀律検査委員会と国家監察委員会は「贈収賄を一体で取り締まるに関する意見」（中国語：「关于进一步推进受贿行贿一起查的意

見」)<sup>3</sup>を発布し、「贈収賄を一体で取り締まる」が反腐敗政策の重点となった。「刑法改正案（十二）」（2024年3月施行）は、「贈賄犯罪の取締り強化」を主要目的の一つとし、厳罰化の方向性を明確に打ち出している。

#### （1）法人（中国語：単位）贈賄罪に関する法定刑の変更

- 第391条においては、法人に対する贈賄罪に関し、「情状が重大である場合には、3年以上7年以下の懲役刑に処し、併せて罰金を科する」との新たな法定刑区分が追加された。
- 第393条においては、法人による贈賄罪に係る従来の単一の法定刑構造が見直され、二段階の法定刑に改正された。これにより、旧来の「有期懲役5年以下」の上限規定は、「有期懲役10年以下」へと引き上げられた。

#### （2）贈賄加重処罰事由の追加

刑法第390条において、次の七類型が加重処罰事由として明確化された。

- 複数回または複数人への贈賄
- 国家公務員が行う贈賄
- 国家重点工程・重大プロジェクトにおける贈賄
- 職務・職級昇進のための贈賄
- 監察・行政執行・司法関係者への贈賄
- 環境・財政金融・安全生産・食品薬品・防災救済・社会保障・教育・医療等の分野における贈賄
- 違法所得を贈賄に用いる場合

これらの多くは従前から司法解釈で示されていたが、今回の法改正により立法上明文化された。特に入札・重大プロジェクトや民生分野での贈賄に対して重点的に規制を強化しており、企業にとって重大な留意点となる。

### 4. 重点業界規制の細化

刑法改正案が強調する分野と同様に、中国の商業賄賂規制も「リスクが高い業界に焦点を当て、規制を細分化する」傾向を示している。代表的な分野として、医薬・新エネルギー・物流・小売/販売・通信・観光・建材・化学工業などが挙げられ、それぞれに規制やガイドラインが発布されている。以下では、二つの領域を挙げる。

---

<sup>3</sup> [https://www.ccdi.gov.cn/toutiao/202109/t20210908\\_249687.html](https://www.ccdi.gov.cn/toutiao/202109/t20210908_249687.html)

### (1) 医薬業界に対する特別コンプライアンスガイドライン

2018 年から医療業界における不正是正運動が強化され、2022 年以降も重点政策として継続されており、2025 年には新たな是正運動が始動された。国家市場監督管理総局は 2025 年 1 月に「医薬企業の商業賄賂リスク防止コンプライアンスガイドライン」（中国語：「医药企业防范商业贿赂风险合规指引」）<sup>4</sup>を発表し、サービス料支払い、学術会議支援、サンプル提供など九類型のリスクが高い場面を明示した。

### (2) ネットプラットフォームにおける反腐敗

電子商取引の発展に伴い、プラットフォームにおける反腐敗が新たな焦点となっている。2024 年に公布された「インターネット上の不正競争防止に関する暫定規定」（中国語：「网络反不正当竞争暂行规定」）<sup>5</sup>では、バーチャル財産（仮想通貨、ゲーム内アイテム）、ギフト券などを贈賄の手段として明確化した。また、流量偏重、検索順位の操作、コメント表示の優遇なども「新型競争優位性」として対象となった。外資系企業の EC 進出が進む中、このような規制にも注意が必要である。

## 5. 民間における自主規制の進展

近年、政府による法規制と並行して、業界団体や市場主体の自主規制メカニズムも進展し、商業賄賂規制体系の重要な補完となっている。

一方では、業界団体が内部調査やコンプライアンス評価を企業に促し、「取引厳禁リスト」「ブラックリスト」などを作成し、重大な賄賂行為や繰り返し違反のある企業・個人を業界協力から排除する仕組みを整備している。

他方では、企業間契約に「商業賄賂違約責任条項」を導入する例が増加している。すなわち、相手方に賄賂行為が発覚した場合には、契約解除や損害賠償請求が可能とするものである。こうした自発的・契約的な仕組みは、商業賄賂のコストを高め、市場主体のコンプライアンス意識を強化し、健全で透明な事業環境を形成することに寄与している。

<sup>4</sup> [https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/jjzs/art/2025/art\\_0cee28b1eba84820addc024b351b7bac.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/jjzs/art/2025/art_0cee28b1eba84820addc024b351b7bac.html)

<sup>5</sup> [https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2024/art\\_80019fe59e464196bef173dc56678a42.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2024/art_80019fe59e464196bef173dc56678a42.html)

## 二 事例から学ぶ — 注目すべき事例の紹介

以下では、前述の商業賄賂に関する規制の論点を踏まえ、近時の典型的な事例をいくつか取り上げることで、理解を一層深めていきたい。

### 1. 小額贈与による高額制裁の事例

**案号：**沪市監楊処〔2025〕102022001495号

**経緯：**上海市市場監督管理局が、ある大手動物医薬品企業の広告関連の違法行為を調査中に、当該企業が顧客との長期的な良好関係を維持する目的で、2022年春節前の訪問の際に、茶葉等の節日用贈答品を4社の動物関連企業グループ合計66人に配布したことを発見した。1人当たり約400元、合計27,140元に相当する。違法所得は存在しない。

**結果：**過料97万元

**コメント：**本件は、「金額が比較的小さい贈与であっても商業賄賂と認定され、処罰され得る」という点を鮮明に示した事例である。企業は単にお祝い贈答品を配布したにすぎず、個々の贈与額も大きくなかったが、結果的に商業賄賂と判断され重い処罰が科された。すなわち、「金額が小さいから問題ない」と考えることは危険であり、象徴的な贈答行為であっても法令違反とされ得るのである。企業は、贈答の管理制度を明確に定め、従業員に対して継続的な教育を行い、リスクを未然に防ぐ必要がある。また、本件のもう一つの特徴は、商業賄賂行為が広告違法の調査過程で付隨的に発見された点であり、企業全般にわたる包括的コンプライアンス体制の重要性をも示している。

### 2. 医療業界に対する集中的取り締り事例

**案号：**沪市監総処〔2025〕322025000061号

**経緯：**上海のある大手製薬会社は、2022年～2023年にかけて、医師等の医療関係者に対し不当な労務費を支払うことで、医薬品販売を拡大しようとした。同社は全国152病院の281人の医師に合計276,300元を支払い、彼らに科室単位での学術会議のライブ配信または録画視聴を組織させたり、一部の学術会議の司会を依頼した。しかし、これら受邀者は実際には専門的学術サービスを提供しておらず、司会として開場の紹介や場のつなぎ、簡単なまとめを行う程度で、サービス時間は非常に短かった。実質的には、科室主任や病院責任者らの出席を確保するために「不要不急の司会役割」を付加したに過ぎなかった。給付金額と関連薬品の販売数量との間に直接の因果関係はなく、違法所得は存在しない。

## 結果：罰金 50 万元

**コメント：**本件は、医療業界における商業賄賂規制の厳格さを如実に示した。形式上は「専門労務費」の支払いであっても、実態として学術的価値や必要性を欠く場合、監督当局はこれを虚偽または不当な利益供与と判断し、商業賄賂と認定するのである。すなわち、現行の規制はもはや現金やリベートといった直接的な贈賄形態に限定されず、学術活動を装った利益供与までを射程に入れている。医薬品企業は、真に学術的かつ必要性のある推進活動と、不当な販売促進策とを厳格に区分しなければならず、そうでなければ金額の大小や直接的因果関係の有無にかかわらず、処罰対象となり得るのである。

### 3. 収賄に関する刑事調査が契機となり、商業賄賂に遡及的に及んだ事例

案号：杭臨平市監処罰〔2024〕574号

**当事者：**杭州某機械有限公司（以下「機械公司」）、販売部長の鄭氏（実際の贈賄人）、浙江某空圧機有限公司、外国籍総經理、秦氏（購買副經理）、葉氏（技術經理）

**経緯：**2024年11月、海鹽県人民検察院が「外国籍総經理、秦氏、葉氏による非国家公務員収賄事件」を処理する過程で贈賄の手掛かりを発見し、「塩檢線移〔2024〕2号函」を通じ市場監督局に移送した。調査の結果、2021年12月～2023年3月までの間、機械公司の販売部長である鄭氏は、浙江某空圧機有限公司との取引機会を得るため、繰り返し外国籍総經理、秦氏、葉氏に送金し、リベートとして渡していたことが判明した違法所得は算定困難である。

**結果：**鄭氏の行為は機械公司のために取引機会を謀るものであり、経営者すなわち機械公司の行為と認定された。機械公司に対して30万元の過料を科した。

**コメント：**本件は、収賄に関する刑事調査を契機として、そこから派生的に商業賄賂の行政事件にまで遡及して処分が及んだ典型例である。収賄事件の捜査・訴追が行賄側の行為を顕在化させ、結果として双方が同時に処理されるという「贈収賄を一体で取り締まる」の新しい実務傾向を示している。企業にとっては、たとえ直接の刑事調査対象ではなくとも、取引先関係者が収賄で摘発された場合に、自社の行為が遡及的に調査対象となり得ることを強く意識する必要がある。

### 4. 業界全体の廉潔措置

**事例1の経緯：**滴滴出行（中国で有名な配車会社）の元従業員曹氏は在職中、職務上の便宜を利用して、2社のサプライヤーから飛天茅台酒やドローンなどの贈答品や国内外での接待を受け取り、見返りとして優先的な取引資格などの便宜を与えた。

**事例1の結果：**滴滴出行の「反商業賄賂協定」および商業契約に基づき、2社のサブ

ライヤーに対し合計 500 万元余の違約金を請求した。曹氏については労働契約を解除し、採用ブラックリストに登録し、滴滴出行および関連会社において今後一切採用しないことを決定し、不当利得の返還を要求。

**事例 2 の経緯**：ウーラマ（中国語：「饿了么」、アリババ傘下の有名フードデリバリー企業）は自社調査を通じて、元副総經理韓氏らが職権を濫用してサプライヤーに優遇措置を与え、その見返りとして巨額の賄賂を受け取っていたことを発見し、ただちに警察に通報した。調査の結果、案件に係る金額は 4,000 万元を超える可能性がある。2025 年 6 月、上海警察は浙江警察と連携して一斉摘発を実施し、韓氏ら 3 人および贈賄側のサプライヤー責任者 4 人を逮捕した。7 人はいずれも「非国家公務員収賄罪」「非国家公務員に対する贈賄罪」により刑事強制措置を受け、事件は現在も捜査中である。

**コメント**：企業においては、商業賄賂リスクに対応するため、内部規程や契約条項に基づく自発的な監督・処罰を強化する傾向が明確化している。滴滴出行の事例では、契約に基づきサプライヤーから高額な違約金を徴収し、同時に従業員を懲戒・解雇して永続的に採用しないとした。ウーラマの事例では、社内調査に基づき自ら警察に通報し、巨額案件が刑事事件化した。これらは、企業が内部統制と自律的な摘発を通じて、行政規制に先行しつつ廉潔な取引秩序を形成しようとする動きの表れである。今後も「内部自律+行政規制」の二重構造が、商業賄賂防止において重要な役割を果たすことになる。

### 三 弁護士コメント：日系企業の生存戦略

#### 1. 内部コンプライアンス体制の整備

前述のとおり、中国に進出している日系企業においては、駐在員が会社の法定代表者・経営層・要職を兼ねることが一般的である。中国法において個人責任が明確化・強化されつつある現在、企業としてのコンプライアンスを全体的に確保しつつ、制度設計によって企業責任と個人責任の切り分けを実現することが極めて重要となっている。

したがって、企業と管理職の法的リスクを抑えるためには、権限と責任が明確かつ実効性の高い内部規程を策定することが必須である。特に商業賄賂と収賄のリスク防止のため、規程は少なくとも以下の要素を含むべきである。

- 禁止行為の明確化：リベート・割引・コミッション・贈与・スポンサーシップ等の敏感行為を定義し、禁止事項と要承認事項を明確化する。
- 承認・報告制度：対外支払いや贈与などリスクのある行為について承認手続き

を設け、リスク場面では必ず法務・コンプライアンス部門へ報告する義務を課す。

- 教育・研修：定期的に従業員、とりわけリスクが高い職位を対象にコンプライアンス研修を行い、法令と社内規則を理解させる。合意書や誓約書の署名によって廉潔義務を明示する。
- 内部通報・調査制度：匿名・保護された通報ルートを設置し、報復を禁じる。違反の疑いがあればただちに内部調査を開始し、必要に応じて外部専門家を介入させる。

## 2. 外部法的助言チャネルの構築

規制環境が厳格化する中で、社内コンプライアンス部門のみですべてのリスクを見することは困難である。外部の法律事務所や専門コンサルタントと長期的な協力関係を構築することにより、日常的なリスク把握や突発的調査対応において、専門的な支援を得ることが可能となる。

とりわけ以下の場面において外部専門家の活用は有効である。

- 事前確認：リベート、割引、コミッショニング・販促費用・スポンサーシップなど敏感情行について、実施前に外部法的意見を取得し、社内決裁の補強資料とする。
- 調査対応：市場監督局や司法機関の調査時に、事実整理や法的リスクの評価を迅速に行い、当局への説明・弁解を行う。必要に応じ、危機管理や世論対応、取引先への説明、改善策の提示まで包括的に支援する。

## 3. コンプライアンスの好循環

外部専門家の関与を通じて、企業は「事前予防—事中指導—事後対応」というコンプライアンスの好循環を形成できる。この仕組みは、企業のコンプライアンス管理水準を専門的かつ実効的に高めるとともに、突発的なリスク発生時には積極的な対応姿勢を示し、この反腐敗の風が吹き荒れる中、企業の信用と持続的発展を確保することになる。

## 四 付録

本文の理解を補助するため、参考として以下が用意されている。

- ・ 商業賄賂を防ぐためのチェックシート
- ・ 商業賄賂における起訴基準・量刑相場の参考資料（図表整理）

### 付録一 商業賄賂を防ぐための自己点検チェックシート

商業賄賂を防ぐための自己点検チェックシート				
番号	点検項目	主要内容	自己評価 (はい／ いいえ 一部 適合)	説明／ 是正措置
<strong>一、会社ガバナンスおよび管理制度</strong>				
1.1	贈収賄防止方針	明確な商業賄賂禁止方針を策定し、従業員に署名確認させているか。		
1.2	内部統制メカニズム	契約、経費精算、贈答等についての承認・権限付与制度を整備しているか。		
1.3	コンプライアンス監督	コンプライアンス責任者又は部門を設置し、制度の実施を監督しているか。		
1.4	研修および周知	全従業員に対し、贈収賄防止研修（入社時、年次再研修を含む）を実施しているか。		
<strong>二、従業員行動および業務活動</strong>				
2.1	贈答および接待	合理的範囲を超える贈答、接待、娯楽を禁止する明確な規定があるか。		
2.2	贈答品管理	贈答品の承認・受け取り・登録制度を設けているか。		
2.3	第三者管理	仕入先、販売代理店、代理人等に対し、リスク評価を実施し、反賄賂誓約を締結しているか。		
2.4	契約および取引	契約承認プロセスを設け、不当な支払い、リベートなどを防止しているか。		
2.5	政府・国有企業との関係	公務員・国有企業に不当な利益を提供することを厳禁する規定があるか。		

商業賄賂を防ぐための自己点検チェックシート				
番号	点検項目	主要内容	自己評価 (はい／ いいえ 一部 適合)	説明／ 是正措置
<b>三、財務および監査</b>				
3.1	経費精算および領収書	証憑管理を規範化し、虚偽領収書を禁止しているか。		
3.2	内部監査	定期的に監査または特別検査を実施し、高リスク領域に注意を払っているか。		
3.3	問題是正	問題発見後のは正および責任追及のメカニズムを設けているか。		
<b>四、通報制度</b>				
4.1	通報チャネル	匿名通報チャネルを設け、通報者の権利と安全を保障しているか。		
4.2	通報処理	通報処理および責任追及の手順を明確化しているか。		
<b>五、処罰および責任</b>				
5.1	従業員違反の処理	警告、解雇等の処分措置を妥当に定めているか。		
5.2	経営層の責任	管理上の怠慢について責任追及を行っているか。		
<b>六、年次自己点検および改善</b>				
6.1	定期的自己点検	少なくとも年1回、反賄賂コンプライアンス自己点検を実施しているか。		
6.2	制度改善	自己点検結果に基づき、手続きや研修内容を更新しているか。		

## 付録二 商業賄賂における起訴基準・量刑相場の参考資料（図表整理）

### ※国家公務員

中国語：国家工作人員。厳密にはこれは「国家公務員」に限定されるものではなく、国有企業・事業法人・人民団体において公務を担当する工作人員や、国有企業から非国有会社・組織へ派遣され公務を担う者も含まれる。本稿では理解の便宜上「国家公務員」と翻訳しているが、日本における「公務員」よりも広い範囲を対象としている点にご留意願う。

### ※国有企業・公的機関

国家機関、国有会社・企業・事業法人、人民団体を指します。本稿では理解の便宜上「国有企業・公的機関」と翻訳した。

### ※民間人

会社・企業その他の法人の工作人員を指す。本稿では理解の便宜上「民間人」と翻訳した。

贈賄関連犯罪（一部）の立案・量刑基準				
贈賄人	収賄人	罪名	立案基準	刑事責任
個人	国家公務員	贈賄罪 (刑法第389条)	贈賄額が3万元以上； 1万元以上3万元未満で、次のいずれかに該当する場合： ①3人以上に贈賄した；②違法所得を贈賄に用いた；③贈賄により職務上の昇進・人事調整を図った；④食品・薬品・安全生産・環境保護等の監督責任を有する国家公務員に贈賄し、違法活動を行った；⑤司法工作人員に贈賄し、司法の公正を害した；⑥経済的損失が50万元以上100万元未満となった場合。	<ul style="list-style-type: none"><li>3年以下の有期懲役または拘役、併せて罰金</li><li>情状が重い、または国家利益に重大な損害を与えた場合、3年以上10年以下の有期懲役、併せて罰金</li><li>情状特に重大、または国家利益に特別重大な損害を与えた場合、10年以上の有期懲役または無期懲役、併せて罰金または財産没収</li></ul>

贈賄関連犯罪（一部）の立案・量刑基準				
贈 賄 人	収賄 人	罪名	立案基準	刑事責任
個人	国有企业・公的機関	法人に 対する 贈賄罪 (刑法 第391 条)	贈賄額が <b>10万元</b> 以上； 10万元未満で、次のいずれかに該当する場合：①不法利益を図る目的で贈賄した；②3以上の法人に贈賄した；③党政機関・司法機関・行政執行機関に贈賄した；④国家または社会利益に重大な損害を与えた場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3年以下の有期懲役または拘役、併せて罰金</li> <li>● 情状が重い場合、3年以上、7年以下の有期懲役、併せて罰金</li> </ul>
	民間人	非国家 公務員 に 対 す る 贈 賄 罪 (刑 法第 164 条)	贈賄額が <b>3万元</b> 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金額が比較的大きい場合、3年以下の有期懲役または拘役、併せて罰金</li> <li>● 金額が巨額の場合、3年以上10年以下の有期懲役、併せて罰金</li> </ul>
法人	国家 公務 員	法人に よ る 贈 賄 罪 (刑法 第393 条)	贈賄額が <b>20万元</b> 以上； 10万元以上20万元未満で、次のいずれかに該当する場合：①不法利益を図る目的で贈賄した；②3人以上に贈賄した；③党政指導者・司法工作人員・行政執行工作人員に贈賄した；④国家または社会利益に重大な損害を与えた場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情状が重い場合：法人に罰金を科し、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に3年以下の有期懲役または拘役、併せて罰金</li> <li>● 情状特に重大な場合：法人に罰金を科し、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に3年以上10年以下の有期懲役、併せて罰金</li> </ul>
	国有企业・公的機関	法人に 対 す る 贈 賄 罪 (刑法 第391 条)	贈賄額が <b>20万元</b> 以上； 10万元以上20万元未満で、次のいずれかに該当する場合：①不法利益を図る目的で贈賄した；②三つ以上の法人に贈賄した；③党政機関・司法機関・行政執行機関に贈賄した；④国家または社会利益に重大な損害を与えた場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人に罰金を科す</li> <li>● 直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に3年以下の有期懲役または拘役、併せて罰金</li> <li>● 情状が重い場合、3年以上7年以下の有期懲役、併せて罰金</li> </ul>

贈賄関連犯罪（一部）の立案・量刑基準				
贈 賄 人	収賄 人	罪名	立案基準	刑事責任
法人	民間人	非国家 公務員 に対す る 贈賄罪 (刑法 第 164 条)	贈賄額が <b>20 万元</b> 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人に罰金を科す</li> <li>● 直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に金額が比較的大きい場合、3 年以下の有期懲役または拘役、併せて罰金</li> <li>● 金額が巨額の場合、3 年以上 10 年以下の有期懲役、併せて罰金</li> </ul>

收賄関連犯罪（一部）の立案・量刑基準				
贈 賄 人	収 賄 人	罪名	立案基準	刑事責任
個人 ／ 法人	国家公 務員	収賄罪 (刑法 第 385 条)	<p>収賄額が <b>3 万元</b>以上； 贈収賄額が <b>1 万元</b>以上 <b>3 万元</b>未満で、次のいずれかに該当する場合：</p> <p>①救災、救援、防疫、扶助、寄付金等の特定資金物資を収賄した；②過去に汚職横領・収賄・公金横領で党紀・行政処分を受けた；③過去に故意犯罪で刑事追及を受けた；④収賄財物を違法活動に使用した；⑤収賄財物の去就を供述せず、追徴を拒み回収不能とした；⑥悪影響や重大結果を招いた；または、収賄額が <b>1 万元</b>以上 <b>3 万元</b>未満で、②～⑥の情状を有する、または①複数回の収賄、②不正利益を図り国家・公共利益に損害を与えた、③昇進・人事調整を図った場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金額が比較的大きいまたはその他重い情状：3 年以下の有期懲役または拘役、併せて罰金</li> <li>● 金額が巨額またはその他重大な情状：3 年以上 10 年以下の有期懲役、併せて罰金または財産没収</li> <li>● 金額が特に巨額またはその他特に重大な情状：10 年以上の有期懲役または無期懲役、併せて罰金または財産没収</li> <li>● 金額が特に巨額で国家・人民利益に特別重大な損害を与えた場合：無期懲役または死刑、併せて財産没収</li> </ul>
	国有企业・ 公的機 関	法人収 賄罪 (刑法 第 387 条)	<p>法人の収賄額が <b>10 万元</b>以上； 10 万元未満で、次のいずれかに該当する場合：①故意に難癖・脅迫を行い悪影響を及ぼした；②財物を強要した；③国家または社会利益に重大な損害を与えた場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情状が重い場合：法人に罰金、直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に 3 年以下の有期懲役または拘役</li> <li>● 情状特に重大な場合：法人に罰金、直接責任を負う主管者およびその他直接責任者に 3 年以上 10 年以下の有期懲役</li> </ul>

贈賄関連犯罪（一部）の立案・量刑基準				
贈 賄 人	収 賄 人	罪名	立案基準	刑事責任
個人 ／ 法 人	民間人	非国家 公務員 収賄罪 (刑法 第 163 条)	収賄額が 3 万元以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金額が比較的大きい場合、3 年以下の有期懲役または拘役、併せて罰金</li> <li>● 金額が巨額またはその他重大な情状の場合、3 年以上 10 年以下の有期懲役、併せて罰金</li> <li>● 金額が特に巨額または特に重大な情状の場合、10 年以上の有期懲役または無期懲役、併せて罰金</li> </ul>